新型コロナウイルス感染症対策 檜原村観光協会会員向け 事業継続のためのガイドライン (改定版)

今後、檜原村内で感染拡大の予防と観光事業の両立を図っていくに当たっては、檜原村 観光協会事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践 することが必要と考えます。村内にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ 異なることから、施設規模や業務形態などを考慮し、工夫しながら施設の実情に合わせた 感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

【対策事例】

- 1. 従業員に対しては、出勤前の検温を徹底して、マスクを適切に着用させ、咳エチケットや手洗い等、感染症対策を奨励してください。また、発熱や風邪の症状がみられる場合は、出勤を控えるよう指示してください。
- 2. 施設内は、適切な換気設備の点検を行い、徹底した換気を行ってください。
- 3. 来客者に対し、感染症対策に関する情報提供(手洗い、咳エチケット等の対策等)を 行ってください。
- 4. 来客者が、発熱や咳などの呼吸器症状を発症したら、必ず施設側に申し出るよう伝えてください。
- 5. 来客者が、施設滞在中に上記の症状の発症を申し出た場合、事前に医療機関へ連絡してから受診するよう勧めてください。
- 6. 医療機関での診察を希望した来客者に対しては、医療機関の紹介等の支援を行ってく ださい。
- 7. アルコール消毒液の設置をはじめとした感染症対策を実施してください。
- 8. 施設内では、極力ソーシャルディスタンス(社会的距離)の確保に努めてください。
- 9. 宿泊施設は、宿泊者全員に対し、宿泊者名簿への正確な記載を働きかけてください。

※上記の対策事例は、効果的な対策の指標であり、強制するものではありません。

【新型コロナウイルス受診相談窓口】

平日 9:00 - 17:00 : 東京都西多摩保健所 (電話 0428-22-6141) 休日(夜間) 17:00-翌 9:00 : 合同電話相談センター(電話 03-5320-4592)
